

●給与上手くんα／給与・賞与 Version 7.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 平成 29 年 3 月健康保険料率の改正に対応

- 平成 29 年 3 月分 (4 月納付期限) から適用されます。
- 全国健康保険協会 (協会けんぽ) の平成 29 年度の都道府県単位の健康保険料率 (特定保険料率及び基本保険料率)、介護保険料率に対応しました。
  - ・内訳の特定保険料率 : 3.670% (1.835%) → 3.730% (1.865%) へ変更されました。
  - ・介護保険料率 : 1.58% (0.79%) → 1.650% (0.825) へ変更されました。

※健保組合の場合はマスター毎に変更が必要となります。

◆ 『平成 29 年度の雇用保険料率の改正』『平成 29 年度の子ども・子育て拠出金率の改正』について

- 現状、平成 29 年度の雇用保険料率及び子ども・子育て拠出金率については、未だ成立されていません。(法律案を国会へ提出、昨年は平成 28 年 3 月 31 日付官報で発表がありました。)  
成立次第、改正対応プログラムをご提供致します。

※ご注意※

- ① 当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと“マスターバージョンアップ”が行われます。他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムをインストールしプログラムバージョンを統一してください。
- ② 当改正後のマスターを改正前の『平成 28 年分年末調整の改正対応プログラム』に移動は可能ですが入力等画面を開くと再計算が行われ、以前 (改正前) の保険料率 (等級) で計算しますのでご注意ください。
- ③ マスターのやり取りについて  
『平成 28 年分年末調整の改正対応プログラム』以降で作成したマスターと当プログラムで作成したマスターとは互換性があるのでどちらのプログラムからでも「通信・移動処理 (給与マスターコピー含む)」は行えます。『平成 28 年分年末調整の改正対応前プログラム』とではマスターのやり取りは行えませんのでご注意ください。

◆ 詳細は、次ページからの“給与上手くんα (VERSION:7.101) の変更点”を参照してください。

# 給与上手くんα (VERSION:7.101) の変更点

## バージョンアップ内容

### I. 概要

#### 1) 『平成 29 年 3 月健康保険料率の改正』に対応

■適用時期：平成 29 年 3 月分 (4 月納付分) から適用されます。

①全国健康保険協会 (協会けんぽ) の平成 29 年度の都道府県単位の健康保険料率 (特定保険料率及び基本保険料率)、介護保険料率に対応しました。

●内訳の特定保険料率：3.670% (1.835%) → **3.730% (1.865%)** へ変更されました。

●介護保険料率：1.58% (0.79%) → **1.650% (0.825)** へ変更されました。

※健保組合の場合はマスター毎に変更が必要となります。

«参考 URL»

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat330/sb3130/h29/290210>

#### ※『平成 29 年度の雇用保険料率の改正』『平成 29 年度の子ども・子育て拠出金率の改正』について

現状、平成 29 年度の雇用保険料率及び子ども・子育て拠出金率については、未だ成立されていません。(法律案を国会へ提出、昨年は平成 28 年 3 月 31 日付官報で発表がありました。)

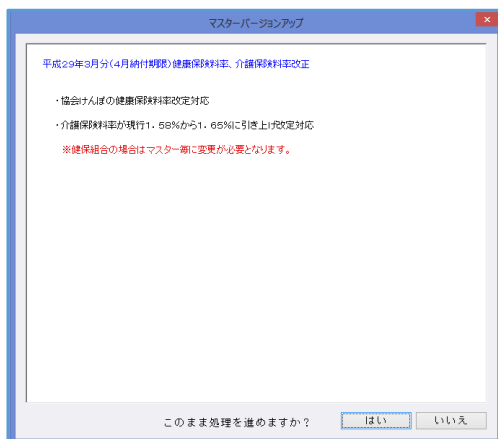
成立次第、改正対応プログラムをご提供致します。

#### ①注意

- ① 当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと“マスターバージョンアップ”が行われます。他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムをインストールしプログラムバージョンを統一してください。
- ② 当改正後のマスターを改正前の『平成 28 年分年末調整の改正対応プログラム』で動作することは可能ですが入力画面等を開くと再計算が行われ以前 (改正前) の保険料率 (等級) で計算しますのでご注意ください。
- ③ マスターのやり取りについて  
『平成 28 年分年末調整の改正対応プログラム』以降で作成したマスターと当プログラムで作成したマスターは互換性があるため、どちらのプログラムからでも「通信・移動処理 (給与マスターコピー含む)」は行えます。  
『平成 28 年分年末調整の改正対応前プログラム』ではマスターのやり取りは行えませんのでご注意ください。

## 改正内容

- 『平成 29 年給与マスター』において入力画面等を開くと、改正内容の情報を表示します。  
変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めて下さい。



※既存マスターの場合、マスターのバージョンアップが行われます。

## I. 登録・導入／社会保険料額表

### 1) 【健康保険料】／協会管掌

- ①改正に伴い、下記のテーブルを追加しました。

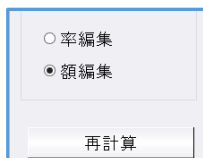
・バージョン：システム：29年03月 001版 … 平成29年3月健康保険料率の改正。

## 改良内容

## I. 登録・導入／社会保険料額表

### 1) 【健康保険料】／組合管掌

- ①給与率額表において“額編集”を行った場合、“再計算ボタン”を表示し再計算を行えるようにしました。



※再計算を行うと、実額で編集していた金額は自動計算結果に戻りますのでご注意ください。

給与率（内訳）タブ・給与率（合計）タブ両方のタブに反映されます。

## II. 登録・導入／マスター修復

- ①「翌月更新」において、“給与処理済み(翌月分給与追加)が失敗しました。”とエラーになったマスターを修復するように対応しました。

## III. 給与・賞与／給与・賞与

### 1) 計算ルール登録

- ①計算ルールの計算式で使用する単価項目に“欠勤単価”・“欠勤基礎単価”の項目を追加しました。  
選択＝“単価”を選択した場合、項目欄で“欠勤単価”・“欠勤基礎単価”の項目が選択できます。

### 2) 納付帳票（所得税徴収高計算書（納付書））

- ①F8(抽出)画面において、「年度」に関する注意メッセージを表示するように対応しました。  
抽出月＝“3月”の場合にメッセージが表示されます。  
※「翌月支給設定のマスター」は、抽出月＝“3月”で判定基準＝“支給日”又は、抽出月＝“2月”で判定基準＝“処理月”の場合に表示されます。

## 《参考》

「年度」…会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に納付する場合には、「28」)を記載します。

「年度」は本来納付日で判断しますが、支給日で判断している為、4月に納付するケースでは、納付書の年度を手修正(28→29)することが必要となります。

- ②F8抽出において、“「税理士等の報酬」区分のデータを残す”・“「役員賞与」区分のデータを残す”にチェックを付け抽出を行った場合、支給年月日はクリアするようにしました。

## IV. 給与・賞与／算定基礎届・月額変更届

### 1) 算定基礎届・月変基礎届

提出帳票／『算定基礎届・算定基礎届総括表』

- ①『算定基礎届』に社労士コードの出力の有無を行えるように対応しました。

F6(出力設定)／印刷項目タブの算定基礎届書欄に“社労士コードを出力”項目を追加しました。

初期値：チェックなし(出力されません。)

- ②『算定基礎届総括表』に社労士コードの出力の有無を行えるように対応しました。

F6(出力設定)／印刷項目に“社労士コードを出力”項目を作成しました。

初期値：チェックなし(出力されません。)

※「新規マスター」は、当選択はチェックなしとなり社労士コードは出力されません。

※「既存マスター」は、プログラムをインストールするとチェックありになり、従来通り社労士コードは出力されます。

- ③End(処理終了)時に表示するメッセージを変更しました。

1. [処理終了]時の説明文を追加しました。

2. End(処理終了)時、“処理無効”を選択した場合の処理(動作)を変更しました。

・今回の算定月変の計算結果を社員登録/社会保険タブ/改定(算定結果)・改定(月変結果)に反映しないように変更しました。

※以前までは、取消処理を行っていました。

・“算定/月変処理区分”・“パート/短時間区分”・“従前の改定種別”・“従前の新保険料改定年月”を今回の算定月変処理を行う以前の状態に戻すように変更しました。

※以前までは、“処理無効”を選択しても書き込まれていました。

## 修正内容

### I. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

---

- ①翌月更新において、“給与処理済み(翌月分給与追加)が失敗しました。”とエラーになるケースがあったのを修正しました。  
上手くん側で処理している処理月よりも前の処理月のマスターを、会計事務所より「顧問先へ給与マスター送信・移動」で転送し、「抽出処理／既存マスターとの入れ替えを行う」で当月のマスターに上書きを行います。その後、「翌月更新」を行うとエラーになっていました。

### II. 給与・賞与／給与・賞与

---

#### 1) 給与体系登録

- ①給与体系を 260 項目以上登録している場合、終了時に不正終了になっていたのを修正しました。

### III. 給与・賞与／給与仕訳作成

---

#### 1) 給与仕訳作成

- ①部門を関連付けて仕訳作成を行った場合、部門順に仕訳作成が行われていなかったのを修正しました。  
例えば、部門を 1、3、10 と設定し関連付けした場合、部門が 1、10、3 の順に仕訳が作成されていました。

### IV. 給与・賞与／出力処理

---

#### 1) 確認帳票（社会保険チェックリスト）

- ①退職年月日が未登録の退職者を選択し、過去月に戻りチェックリストを出力すると、“子育て拠出金”が計算・出力されていなかったのを修正しました。

以上